

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則

公布	昭和36年10月8日	静岡県規則	第53号	
改正	昭和41年10月25日	静岡県規則	第41号	
	昭和51年7月20日	静岡県規則	第59号	
	昭和52年8月23日	静岡県規則	第40号	
	昭和56年5月26日	静岡県規則	第20号	
	昭和59年7月28日	静岡県規則	第38号	
	平成4年3月31日	静岡県規則	第20号	
	平成5年3月29日	静岡県規則	第15号	
	平成6年3月10日	静岡県規則	第5号	
	全改正	平成8年12月13日	静岡県規則	第65号
		平成11年3月31日	静岡県規則	第49号
平成14年3月28日		静岡県規則	第15号	
平成18年10月18日		静岡県規則	第63号	
平成20年10月31日		静岡県規則	第51号	
平成21年3月17日		静岡県規則	第3号	
平成22年3月31日		静岡県規則	第17号	
平成23年1月28日		静岡県規則	第1号	
平成24年3月30日		静岡県規則	第38号	
平成24年7月6日		静岡県規則	第41号	
平成26年6月10日		静岡県規則	第36号	
平成27年3月27日		静岡県規則	第41号	
平成28年10月25日		静岡県規則	第56号	
平成29年3月31日		静岡県規則	第28号	
平成31年1月22日		静岡県規則	第1号	
令和2年3月27日	静岡県規則	第27号		

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例(昭和36年静岡県条例第55号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(有害興行の掲示)

第2条 条例第9条第6項の規定による掲示は、興行期間中様式第1号により行うものとする。

る。

(有害図書類の陳列の方法)

第2条の2 条例第9条の2第1項の規定による有害図書類を陳列するときの他の図書類との区分の方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に有害図書類を陳列すること。
- (2) 有害図書類以外の図書類を陳列する棚から60センチメートル以上離れた棚に有害図書類をまとめて陳列すること。
- (3) ビニール袋等により全体の包装を行う方法、伸縮しない材質のひもで十字掛け又はたすき掛けにして縛る方法その他の方法により、容易に閲覧できないようにして、有害図書類をまとめて陳列すること。
- (4) 有害図書類を陳列する棚の各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から10センチメートル以上張り出した透視できない材質及び構造の仕切り板を2箇所以上設け、それらの仕切り板の間に有害図書類を陳列すること。
- (5) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書類をまとめて陳列すること。

(追加〔平成18年規則63号〕)

(多数の青少年の利用に供される施設)

第2条の3 条例第10条の4第2項第7号の規則で定める施設は、別表に掲げる施設とする。

(追加〔平成18年規則63号〕、一部改正〔平成21年規則3号〕)

(自動販売機等による図書類又は玩具類等の販売等の届出)

第3条 条例第10条の5第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 連絡先の電話番号
- (2) 自動販売機又は自動貸出機の別
- (3) 自動販売機等管理者の連絡先の電話番号
- (4) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類又は玩具類等の種類
- (5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日

2 条例第10条の5第1項の規定による届出は、様式第2号による自動販売機等による図書類(玩具類等)販売等開始届出書により、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 住民票の写し(法人にあっては登記事項証明書。以下「住民票の写し等」という。)
- (2) 自動販売機等の設置場所の周囲の見取図
- (3) 自動販売機等管理者の住民票の写し

(4) 様式第3号による自動販売機等管理者就任承諾書

3 前項の自動販売機等による図書類(玩具類等)販売等開始届出書は、販売又は貸付けを開始しようとする日の10日前までに提出しなければならない。

(一部改正〔平成17年規則5号・18年63号・21年3号・24年41号・令和2年27号〕)

第4条 条例第10条の5第2項の規定による変更又は廃止の届出は、様式第4号による自動販売機等届出事項変更(使用廃止)届出書により行うものとする。

2 前項の場合において、その変更が、次の各号に掲げる事項に係るものであるときは、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 条例第10条の5第1項第1号に掲げる事項 変更後の住民票の写し等

(2) 条例第10条の5第1項第3号に掲げる事項 変更後の設置場所に係る前条第2項第2号に掲げる書類

(3) 条例第10条の5第1項第4号に掲げる事項 次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる書類

ア 自動販売機等管理者の交替による場合 変更後の自動販売機等管理者に係る前条第2項第3号及び第4号に掲げる書類

イ ア以外の場合 変更後の自動販売機等管理者に係る前条第2項第3号に掲げる書類

(一部改正〔平成21年規則3号・令和2年27号〕)

(図書類又はがん具類等の販売又は貸付けをする自動販売機等への表示)

第5条 条例第10条の7第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 自動販売機等による図書類(がん具類等)販売等開始届出書の届出番号

(2) 自動販売機等管理者の住所、氏名及び連絡先の電話番号

2 条例第10条の7第3項の規定による表示は、様式第5号により行うものとする。

(一部改正〔平成21年規則3号〕)

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第6条 条例第13条の3第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 連絡先の電話番号

(2) 販売に係る利用カードによって利用することができる店舗型電話異性紹介営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業をいう。)を営む営業所の名称又は無店舗型電話異性紹介営業(同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。)の呼称(当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用するも

のに限る。)(以下これらを「テレホンクラブ等営業所の名称等」という。)

(3) 販売を開始しようとする年月日

- 2 条例第13条の3第1項の規定による届出は、様式第6号による自動販売機による利用カード販売届出書により、住民票の写し等を添付して行うものとする。
- 3 前項の自動販売機による利用カード販売届出書は、販売を開始しようとする日の10日前までに提出しなければならない。

(一部改正〔平成14年規則15号・18年63号〕)

第7条 条例第13条の3第2項の規定による変更又は廃止の届出は、様式第7号による自動販売機による利用カード販売届出事項変更(廃止)届出書により行うものとする。この場合において、その変更が、同条第1項第1号に掲げる事項に係るものであるときは、変更後の住民票の写し等を添付しなければならない。

(一部改正〔平成14年規則15号〕)

(利用カードを販売する自動販売機への表示)

第8条 条例第13条の3第3項の規則で定める事項は、自動販売機による利用カード販売届出書の届出番号とする。

- 2 条例第13条の3第3項の規定による表示は、様式第8号により行うものとする。

(一部改正〔平成14年規則15号〕)

(催眠、興奮、幻覚、麻酔等の作用を有する薬品等)

第9条 条例第15条第8号の規則で定める物は、次に掲げる物とする。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第2条第15項の規定に基づき厚生労働大臣が指定した物
- (2) 医薬品医療機器等法第50条第11号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬品
- (3) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第3条の3の規定に基づき政令で定めた物

(一部改正〔平成13年規則1号、14年15号・21年3号・26年36号・27年41号〕)

(深夜営業店及び深夜興行の掲示)

第10条 条例第16条第4項の規定による掲示は、様式第9号により行うものとする。

(一部改正〔平成14年規則15号・18年63号〕)

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明等すべき事項)

第11条 条例第16条の4第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、次条第1項各号のいずれかの理由が必要であること。
- (2) 保護者がフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、次条第2項各号のいずれかの理由が必要であること。
(追加〔平成31年規則1号〕)

(フィルタリングサービスを利用しない理由等)

第12条 条例第16条の4第3項の規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年(以下この項において単に「青少年」という。)が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
 - (2) 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
 - (3) 保護者が、青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握することにより、当該青少年が有害情報を閲覧することがないようにすること。
- 2 条例第16条の4第5項の規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。
- (1) 保護者が、特定携帯電話端末等を使用する青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握することにより、当該青少年が有害情報を閲覧することがないようにすること。
 - (2) 保護者が、自らの責任において適切にフィルタリング有効化措置を講ずること。
- 3 条例第16条の4第3項及び第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 申出年月日
 - (2) 保護者の氏名
 - (3) 保護者の電話番号
(追加〔平成23年規則1号〕、一部改正〔平成31年規則1号〕)

(身分証明書)

第13条 条例第12条の2第4項に規定する証明書は、様式第10号によるものとする。

2 条例第17条第3項に規定する証明書は、知事が指定した職員にあっては様式第11号によるものとし、警察官にあってはその身分を示す証票とする。

(一部改正〔平成14年規則15号・21年3号・23年1号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例(平成8年静岡県条例第39号。以下「改正条例」という。)附則第3項の規定により、改正条例による改正後の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第10条の3第1項の規定が適用される者に係る第3条の規定の適用に当たっては、同条第1項第5号及び様式第2号中「開始しようとする年月日」とあるのは「開始した年月日」とする。
- 3 この規則の施行の際現に自動販売機等による図書類又はがん具類等の販売又は貸付けの業を行っている者については、平成9年2月28日までの間は、第5条第1項第1号の規定は適用しない。
- 4 改正条例附則第4項の規定により、改正後の条例第13条第1項の規定が適用される者に係る第6条の規定の適用に当たっては、同条第1項第5号及び様式第6号中「開始しようとする年月日」とあるのは「開始した年月日」とする。
- 5 改正条例附則第6項の規定により、改正後の条例第13条の5第1項の規定が適用される者に係る第9条の規定の適用に当たっては、同条第1項第3号及び様式第8号中「開始しようとする年月日」とあるのは「開始した年月日」とし、同条第2項中「住民票の写し等」とあるのは「住民票の写し等及び自動販売機の設置場所の周囲の見取図」とする。
- 6 この規則の施行の際現に自動販売機(青少年入場禁止場所以外の場所に設置されている自動販売機を含む。)による利用カードの販売の業を行っている者については、平成9年2月28日までの間は、第11条第1項の規定は適用しない。
- 7 この規則の施行の際既に交付されている改正前の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則別記様式第4号による身分証明書は、当該身分証明書の有効期間の満了するまでの間は、改正後の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則様式第13号による身分証明書とみなす。

附 則(平成11年3月31日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年1月5日規則第1号抄)

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年3月28日規則第15号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定及び様式により提出されてる届出書は、改正後の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則の相当する規定及び様式により提出された届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成14年3月29日規則第21号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月7日規則第5号抄)

- 1 この規則は、不動産登記法(平成16年法律第123号)の施行の日(平成17年3月7日)から施行する。

附 則(平成18年10月18日規則第63号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例(平成18年静岡県条例第56号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定により、改正条例による改正後の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第10条の3第1項に規定する図書類又はがん具類等の販売又は貸付けの業を行おうとする者とみなされて同項の規定の適用を受ける者が行う同項の規定による届出については、改正後の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第3条第1項及び第2項のみを適用する。この場合において、同条第1項第5号及び様式第2号中「開始しようとする年月日」とあるのは「開始した年月日」とする。
- 3 この規則の施行の際現に改正後の条例第3条第5号に規定する自動販売機(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売をすることができるものに限る。)又は同条第6号に規定する自動貸出機(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して貸付けをすることができるものに限る。)により改正後の条例第10条の3第1項に規定する図書類又はがん具類等の販売又は貸付けの業を行っている者については、平成19年4月30日までの間は、新規則第5条第1項第1号の規定は適用しない。
- 4 この規則の施行の際現に交付されている改正前の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)様式第11号による身分証明書は、

当該身分証明書の有効期間が満了するまでの間は、新規則様式第11号による身分証明書とみなす。

- 5 この規則の施行の際現に旧規則の様式(様式第3号及び様式第11号を除く。)により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成20年10月31日規則第51号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成21年3月17日規則第3号)

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定は公布の日から、第9条第1号の改正規定(「第50条第8号」を「第50条第9号」に改める部分に限る。)は平成21年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成22年3月31日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定(「

静岡市青年研修センター

」を「

静岡市青少年研修センター

」に改める部分及び静岡市青年研修センター清水分室の項を削る部分に限る。)は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年1月28日規則第1号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則様式第11号による身分証明書は、当該身分証明書の有効期間が満了するまでの間は、改正後の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則様式第11号による身分証明書とみなす。

附 則(平成24年3月30日規則第38号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第41号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年6月10日規則第36号)

この規則は、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第9条各号列記以外の部分の改正 公布の日
- (2) 第9条第2号の改正(「第50条第9号」を「第50条第10号」に改める部分に限る。) 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成25年法律第103号)の施行の日(平成26年6月12日)

附 則(平成27年3月27日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正(富士宮市立勤労青少年ホームの項を削る部分に限る。)は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月25日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第28号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年1月22日規則第1号)

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条の3関係)

(追加〔平成18年規則63号〕、一部改正〔平成20年規則51号・22年17号・24年38号・27年41号・28年56号・29年28号・令和2年27号〕)

施設の名称	位置
国立中央青少年交流の家	御殿場市
静岡県立朝霧野外活動センター	富士宮市
静岡県青少年会館	静岡市
静岡県立焼津青少年の家	焼津市
静岡県立観音山少年自然の家	浜松市
静岡県立三ヶ日青年の家	浜松市

伊豆の国市野外活動センター	伊豆の国市
三島市立箱根の里	三島市
長泉町桃沢野外活動センター	駿東郡長泉町
沼津市青少年教育センター	沼津市
沼津市ゆめとびら舟山	沼津市
富士市立少年自然の家	富士市
富士市立丸火青少年の家	富士市
富士市青少年教育センター	富士市
静岡市浜石野外センター	静岡市
静岡市清水和田島自然の家	静岡市
静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家	静岡市
静岡市青少年研修センター	静岡市
磐田市豊岡総合センター	磐田市
浜松市立青少年の家	浜松市
浜松市かわな野外活動センター	浜松市
浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家	浜松市

青少年の入場禁止

上映中
ただいま の「 」は、静岡県青少年のための良好な環境整備に
上演中

関する条例の規定により青少年に有害な興行として指定を受けましたから、青少年の入場を堅くお断り
します。

（注）縦書きの場合は、縦50センチメートル以上、横20センチメートル以上とすること。

※ 届 出 番 号

函 書 類
 自動販売機等による 販売等開始届出書
 がん具類等
 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
 届出者 氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） ㊤
 連絡先の電話番号

自動販売機
 次のとおり により函書類又はがん具類等の販売等を行うので、静岡県青少年のための
 自動貸出機

良好な環境整備に関する条例第10条の5第1項の規定により届け出ます。

自動販売機等の機種 及び製造番号	機 種	
	製造番号	
自動販売機等の設置場所		
自動販売機等管理者	住 所	
	氏 名	
	連絡先の 電話番号	
自動販売機等により販売し、又は貸し 付ける函書類又はがん具類等の種類		
販売又は貸付けを開始しようとする年 月日		年 月 日

(注) ※の欄は、記載しないこと。

様式第3号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
自動販売機等管理者就任承諾書

年 月 日

自動販売機等業者 氏 名 様

住所

氏名

印

私は、次の自動販売機等について、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例第10条の7の規定を遵守することを誓約し、図書類又はがん具類等の自動販売機等管理者となることを承諾します。

自動販売機等の機種 及び製造番号	機 種	
	製造番号	
自動販売機等の設置場所		

備考

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（抜粋）

（有害図書類等の自動販売機等への収納の制限等）

第10条の7

2 自動販売等業者又は自動販売機等管理者は、その使用し、又は管理する自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類等が第9条第1項の規定により有害な図書類として指定され、又は第10条第1項の規定により有害ながん具類として指定されたときは、当該指定のあつた日から起算して5日以内に当該図書類又はがん具類等を自動販売機等から撤去しなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類等を収納している自動販売等業者又は当該自動販売機等の自動販売機等管理者に対し、期限を定めて、当該有害図書類又は有害がん具類等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（罰則）

第21条

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(4) 第10条の7第2項の規定に違反した者

(5) 第10条の7第4項の規定による命令に従わなかった者

届出事項変更
自動販売機等 届出書
使用廃止

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
届出者
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） ㊞

自動販売機 届出事項を変更
次のとおり の したので、静岡県青少年のための良好な環境整備に
自動貸出機 使用を廃止

関する条例第10条の5第2項の規定により届け出ます。

販売等開始届出書の届出番号		
自動販売機等の機種 及び製造番号	機 種	
	製造番号	
自動販売機等の設置場所		
変更の内容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
	変 更 年 月 日	
廃 止 年 月 日		年 月 日

(注) 自動販売機等の設置場所を変更した場合においては、「自動販売機等の設置場所」欄には変更前の設置場所を記載すること。

1 届出番号

2 自動販売等業者

(1) 住 所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

(2) 氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

(3) 連絡先の電話番号

3 自動販売機等管理者

(1) 住 所

(2) 氏 名

(3) 連絡先の電話番号

この表示は、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の規定により行うものです。

※ 届 出 番 号

自動販売機による利用カード販売届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 （法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
届出者 氏 名 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） ㊞
連絡先の電話番号

次のとおり自動販売機による利用カードの販売を行うので、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例第13条の3第1項の規定により届け出ます。

自動販売機の機種 及び製造番号	機 種	
	製造番号	
自動販売機の設置場所		
販売に係る利用カードによって利用することができるテレホンクラブ等営業所の名称等		
販売を開始しようとする年月日	年 月 日	

（注）※の欄は、記載しないこと。

届出事項変更
 自動販売機による利用カード販売 届出書
 廃 止
 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 （法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
 届出者
 氏 名 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） ㊟

の届出事項を変更
 次のとおり自動販売機による利用カードの販売 したので、静岡県青少年のため
 を 廃 止

の良好な環境整備に関する条例第13条の3第2項の規定により届け出ます。

販売届出書の届出番号		
自動販売機の 機種及び製造番号	機 種	
	製造番号	
自動販売機の設置場所		
変更の内容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
	変 更 年 月 日	年 月 日
廃 止 年 月 日		年 月 日

（注）自動販売機の設置場所を変更した場合においては、「自動販売機の設置場所」欄には変更前の設置場所を記載すること。

1 届出番号

2 利用カードの販売者

(1) 住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

(2) 氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(3) 連絡先の電話番号

この表示は、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の規定により行うものです。

様式第9号（第10条関係）（規格 縦20センチメートル、横50センチメートル以上）

青少年の入場禁止

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例により、午後11時から翌日の午前4時までの間は、青少年の入場を堅くお断りします。

（注）縦書きの場合は、縦50センチメートル以上、横20センチメートル以上とすること。

（表）

第 号

身 分 証 明 書

写真ちょう付

所 属
職 名
氏 名
生年月日

上記の者は、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例第12条の2第3項の規定により有害広告ビラの頒布行為の中止を命ずる権限を有する職員であることを証明する。

静岡県知事 氏 名
年 月 日交付
(有効期限 年 月 日まで)

（裏）

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例抜粋

（有害広告ビラの頒布の制限）

第12条の2 図書類又はがん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に対し、図書類又はがん具類等に係る広告を目的とするビラその他これに類するものであつて、別表に掲げる姿態若しくは行為を被写体とした写真又はその複製物を掲載するもの（以下「有害広告ビラ」という。）を頒布し、又は頒布させてはならない。

- 2 前項の規定によるほか、図書類又はがん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有害広告ビラを頒布し、又は頒布させるに当たっては、その内容を青少年が容易に知ることができない措置を講じなければならない。
- 3 職員（知事の指定した者に限る。）又は警察官は、青少年に対して有害広告ビラを頒布している者があるときは、その者に対し、当該頒布行為の中止を命ずることができる。
- 4 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

別表（第12条の2関係）

(1) 姿態

全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの

- ア 女性の大たい部を開いた姿態
- イ 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- ウ 男女の愛ぶの姿態
- エ 自慰の姿態
- オ 女性の排せつの姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 行為

性交又は性交類似行為で、次のいずれかに該当するもの

- ア 男女の性交又はこれを連想させる行為
- イ ごうかんその他のりよう辱行為
- ウ 同性間の行為
- エ 変態性欲に基づく行為

（表）

第 号

身 分 証 明 書

写真ちょう付

所 属
職 名
氏 名
生年月日

上記の者は、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例第17条第2項の規定により立入調査等をする権限を有する者であることを証明する。

静岡県知事 氏 名
年 月 日交付
(有効期限 年 月 日まで)

（裏）

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例抜粋

（報告及び立入調査等）

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

- (1) 興行場経営者等
- (2) 図書類の販売又は貸付けを業とする者
- (3) がん具類等の販売又は貸付けを業とする者
- (4) 有害広告物の広告主又は管理者
- (5) 自動販売機による利用カードの販売の業を行う者
- (6) 質屋又は古物商若しくは金属くず商等
- (7) 第16条第3項各号に掲げる施設を経営する者
- (8) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員又は警察官に、営業時間内において、前項各号に掲げる者の営業所又は同項第2号、第3号若しくは第5号に掲げる者の使用する自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

3 前項の規定により立入調査等をする職員又は警察官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。